

大阪・関西万博関西パビリオン徳島県 10月産業催事 フードテック関連出展企業募集要項

**次のとおり大阪・関西万博関西パビリオン徳島県 10月産業催事に
出展するフードテック関連企業を募集します。**

1. 目的

徳島県関係企業の海外発信を促進するため、大阪・関西万博 10 月テーマウィークの「SDGs+Beyond」に合わせ、フードテックなど今後の地球課題を解決するテクノロジーや食をテーマとして、来場者が本県のテクノロジーや製品に触れ、未来を体感できるイベントや、物販・展示、プレゼンテーションを開催する。

2. 催事概要

徳島県企業の食やテクノロジーに関する物販・展示、フードテックイベント及びフードテックプレゼンテーションを実施します。

【募集する催事】

(1) 徳島県企業の食やテクノロジーに関する物販・展示

万博の10月テーマウィーク「SDGs + Beyond」に合わせ、フードテックなど今後の地球課題を解決するテクノロジーや製品を海外発信する徳島県関係企業のブース出展を募集し、物販、試飲・試食、展示 PR を実施する。

(2) 未来体感イベント（フードテック食事会及び企業プレゼンテーション）

県内企業のフードテック食材を持ち寄り、日本料理人が創作する食事会及び企業プレゼンテーションを開催し、ビーガン・ベジタリアンなど今後世界的に需要が見込まれるヨーロッパやアメリカなど海外に本県企業の製品を PR し、同時開催する企業ブースの物販・展示との相乗効果に繋げる。

3. 催事会場

関西パビリオン「多目的エリア」127.80 m²（半屋外）



4. 催事期間

(1) 徳島県内企業の食やテクノロジーに関する物販・展示

令和7年10月8日(水)～10日(金) 3日間 各日 10:00～17:00 (予定)

(2) 未来体感イベント (フードテック食事会及び企業プレゼンテーション)

令和7年10月8日(水) 12:00～13:00 (予定)

※企業プレゼンテーションは同日の13:00～16:00のうち各企業20分～30分

程度 (予定)

5. 催事詳細

(1) 徳島県企業の食やテクノロジーに関する物販・展示

海外発信を志向する徳島県企業の食やテクノロジーに関する物販・展示を6小間×3日間実施する。

ア 出展可能小間数：1小間 (W1,500mm×D2,100mm)

※出展負担金なし。ただし、輸送等は自己負担。

※出展に付随する無償貸与備品：自立型の社名サイン（簡易型の照射ライトの設置含む）

机1台 (W1,500mm×D600mm×H700mm)

※追加1台（同サイズ）可能

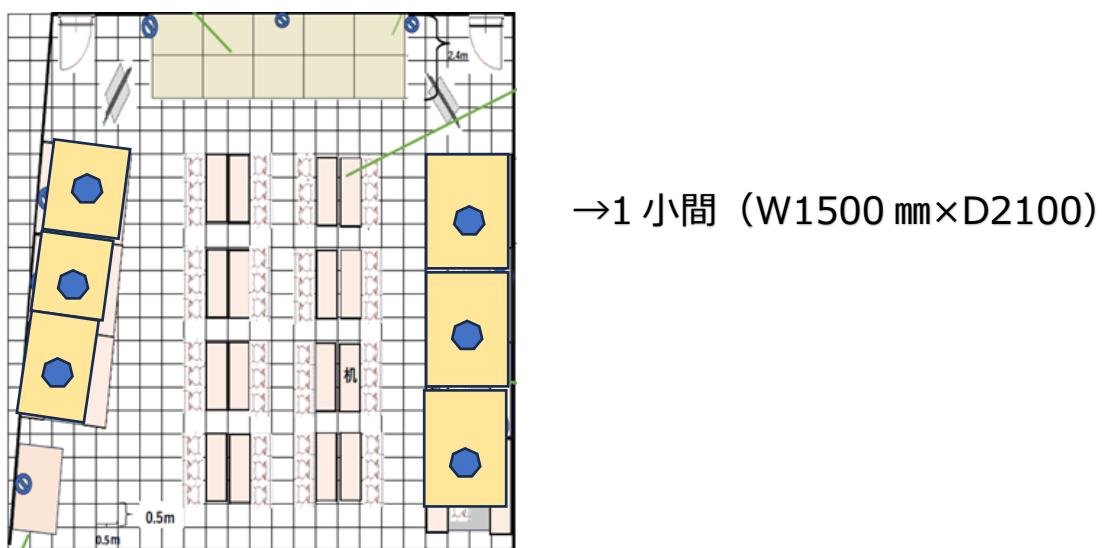
白布

食品を保存する冷蔵冷凍庫・給水タンク

（運営事務局が指定するサイズ）

(希望がある場合のみ)

イ 出展位置：事務局が決定します。



ウ 参加可能スタッフ人数：1企業 1日3人程度まで

エ 飲食物の提供について：

- ・試食・試飲や販売は可能ですが、現場での調理を必要とするものは提供できません。
※加工品は、食品衛生法に基づく営業許可を受けた施設で製造されたものに限ります。
- ※内容によっては、各出展企業から保健所への申請等が必要な場合があります。
- ・事前に試食・試飲品を申請いただき、博覧会協会による審査を受ける必要があります。
- ・衛生管理等については、博覧会協会や関西広域連合のルールに従っていただく必要があります。

オ 物販について：

- ・万博のルールにより「過度な商業主義の防止」の観点から、物販を主目的とした出展は不可となります。出展PR内容に付随する範囲での活動としてください。
- ・事前に販売品を申請いただき、博覧会協会による審査を受ける必要があります。内容によっては、販売に制限がかかる場合があります。
- ・酒類・塩の販売については各出展企業で必要な申請をおこなってください。
- ・決済は完全キャッシュレスとなります。現金での販売はできません。

- ・決済端末は原則、博覧会協会から貸与される端末をご利用いただきます。
- ・売上げに応じたロイヤリティ（10%程度）および決済システム手数料を博覧会協会へ支払う必要があります。

カ 参加料等の徴収について：

万博のルールにより、来場者から参加料、体験料等を徴収することはできません。
(有償販売は可能です。)

キ 電気設備について

多目的エリア全体の電力容量に制限があるため、ご希望の電力容量を提供ができない場合があります。

ク 出展ブースの管理等

ブースを出展する企業さまにおいては、食品衛生や国内外の来場者に合わせた食品表示、火気の取扱い等の安全対策を行い、事故等が起きないよう徹底した管理を行うこと。また法令及び規則、ガイドライン等については事前に事務局に聞き取りを行い、その指示に従うこと。

ケ 通信環境について

関西パビリオンへの出展者が利用可能なWi-Fiが利用可能です。

サ その他留意事項

① 禁止事項

- (ア)実施内容について、公序良俗に反する内容、法律、条約などに違反する内容
- (イ)出展枠の他者への譲渡
- (ウ)商品等の宣伝活動に該当する行為
- (エ)特定の国、団体、企業等に対しての誹謗や中傷
- (オ)輸入・所持が禁止されているものの販売
- (カ)裸火の使用および危険物の持ち込み
- (キ)多目的エリアにおいて調理（煮る/焼く/揚げる/炊飯行為）は原則禁止
(調理済み食品の温め直しは可。ただし、事前に事務局に相談し、了解を取り付けてください)
- (ク)直火の使用禁止（ガス缶を使用したカセットコンロの使用による温め直し等）
- (ケ)臭いが強すぎる食品の提供
- (コ)アルコールの飲み歩きは禁止となっております。多目的エリア内で完結してください
- (サ)大音量等、他の出展者等に迷惑をかける行為
- (シ)来場者や施設などに危険が及ぶと思われる内容

②遵守事項

- (ア)出展に係る全ての行為について、法律および条例等を遵守してください。
- (イ) 出展にあたり、博覧会協会が定める規則およびガイドライン等に留意し、遵守ください。
- (ウ) 会場スペースの関係等により、出展従事者の人数を制限させていただく可能性があります。
- (エ)宿泊や移動手段については、各自でご用意ください。
- (カ)出展にあたり、出展者において必要な保険に加入いただく場合があります。
- (キ)誓約書兼同意書等を遵守できない、できていない場合は、出展をお断りさせていただきます。
- (ク)上記およびその他事項について運営事務局の指示に従ってください。
- (ケ)出展状況については、万博に関する広報物や WEB サイト等に掲載する可能性があります。
- (コ)出展にあたっては、業務を円滑に進行するため、運営事務局と十分協議すること。
- (サ)出展企業は、出展上知りえた情報や資料等の漏洩及び紛失がないよう、その管理を徹底すること。業務終了後も同様とする。
- (シ)出展企業は、イベントの内容が、第三者の商標権、肖像権、著作権、人格権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、政治的・宗教的または公序良俗に反する内容を含ませないこと。また、出展内容について第三者の権利を侵害していた場合等に生じる問題の一切の責任は、出展企業が負うものとする。

（2）未来体感イベント（フードテック食事会及びフードテック企業プレゼンテーション）

徳島県関係企業のフードテック食材を持ち寄り、料理人が創作した弁当等を来場者が試食できる食事会を開催し、ステージでは料理人のパフォーマンスを予定している。また、食事会に食材提供した企業等の製品等に関するプレゼンテーションを実施する。※なお、発表時間は事務局が調整を行う。

①フードテック食事会への参加条件

- ※フードテック食事会に食材を提供する徳島県関係企業を募集します。
- ※フードテック食事会の食材として採用されるかどうかは徳島県が選定した料理人による試作等を通じて最終決定します。
- ※試作用の食材のサンプル提供にご協力ください。
- ※食材として採用された場合は、必要数を一般販売価格にて有償で運営事務局から応募企業にお支払いします。
- ※食材の調理、仕上げは料理人にお任せください。
- ※万博会場では原則調理が禁止されているため、料理人の店舗で調理し、弁当形式で提供を予定しております。万博会場では調理の実演を予定しています。
- ※食事会では最大 50 名程度の参加者に弁当形式での無償提供を予定しています。SNS 発信いただける方を参加対象とする予定です。

②フードテック企業プレゼンテーションへの参加条件

※徳島県企業の食やテクノロジーに関する物販・展示またはフードテック食事会に応募された企業のうち、プレゼンテーションへの登壇を希望する企業を原則として参加対象とします。

※過度な商業主義の防止が博覧会協会から指示されているため、社会課題への貢献を主眼としてプレゼンテーションください

6. 募集期間

令和7年3月7日(金)～31日(月)

7. 参加申込書の提出

出展ブースに参加する場合は、企画書を電子メールにて下記運営事務局宛に提出すること

8. 提出締切

令和7年3月31日(月) 午後5時まで

9. 出展条件

- (1) 出展料及び出演料は無料とする。
- (2) 出展企業は、物品等の販売・無料配布においては、展示時間をカバーできる量を確保すること。
- (3) ブースの商品及びスタッフの手配は、出展企業で対応すること。
- (4) ブースで飲食物を提供する場合等の保健所への営業許可申請・届出は、出展企業において行うこと。
- (5) 徳島県及び運営事務局など関係者による写真撮影及び広報媒体への掲載に同意すること。
- (6) パネル・説明者等の出展物について、外国語表記（英語表記は必須）を行うこと。

10. 参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、出展企業の審査においてその資格を認められた者が参加できる。

(1) 徳島県内に拠点を有し、事業活動を行っている者であること。

(2) 出展企業や関係者に、以下の者が含まれていないこと。

- ①民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てまたは会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされた者
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- ③同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ④自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用して認められる者
- ⑤暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは

- 積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められる者
- ⑥暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑦②から⑥までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不當に利用するなどしていると認められる者
- ⑧その他、出展者としてふさわしくないと知事が認める者

11. スケジュール

- ・参加申請 令和7年3月7日(金)～31日(月)まで
- ・質問受付 公告日から令和7年3月31日(月)まで
- ・質問回答 令和7年3月31日(月) (予定)
- ・出展企業選定 令和7年4月9日(火)まで (予定)
- ・選定結果通知 選定後、速やかに文書で通知

12. 選定基準

提出された必要書類に基づき、下記の選定基準に従い、委託者と協議の上審査を行います。
申込みをされても必ずしも出展いただけるものとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

【選定基準】

ア 基本条件

- ・徳島県内に拠点を有し、事業活動を行っている法人であること。
- ・フードテックなど、今後の地球課題など社会課題の解決に寄与する技術や製品を有し、国内外に情報発信を目指す企業であること。
- ・自社製品、サービスを通じて地域の魅力を発信できる企業であること。
- ・SDGsへの取り組みを明示している、または近しい事業を展開している企業であること。
- ・国内外を問わず幅広い来場者に魅力を感じさせる展示や体験型コンテンツ（試食、デモ体験、シミュレーションなど）を提供できること。
- ・会場の条件等を踏まえて実現可能なものであること。

イ 製品・サービスの革新性

- ・技術の独自性：出展する内容が他社と差別化できる独自の技術や製品であること。
- ・社会課題への貢献：地球課題や社会課題の解決に寄与する取り組みであること。
- ・商業化の可能性：製品やサービスが市場での実用化や商業化が進んでいる、または可能性が高いこと。

ウ 地域貢献

- ・地域資源の活用：徳島県内の地域資源を活用した技術や製品であるか。
- ・地域貢献：出展企業の技術や製品を国内外に展開することで、徳島県に地域貢献できるか。

なお、選定結果はメールで通知します。

また、審査内容、結果に関するお問合せや、審査に対する異議申立てに応じることはできません。

問い合わせ先（徳島県主催 大阪・関西万博 関西パビリオン10月産業催事運営事務局）

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-3-12

マルイト谷町ビル 7F

JCOM 株式会社 地域ソリューション_西日本営業部担当

Mobile:080-5964-0170

電子メール:UemuraKo@jupiter.jcom.co.jp